

令和 5 年度 第 2 回宮崎支部評議会の概要報告

開 催 日 時	令和 5 年 10 月 24 日(火) 10:00～12:00
開 催 場 所	宮崎支部会議室
出 席 者	蔵本評議員・高橋評議員・谷口評議員・長鶴評議員・橋口評議員・ 藤元評議員・谷田貝議長・横山評議員（五十音順）
議 題	- 令和 6 年度平均保険料率について - 令和 6 年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見交換
議 事 概 要（主な意見等）	1. <u>令和 6 年度平均保険料率について</u> 資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3 に基づき事務局より説明 【学識経験者】 資料 1-3 の P7 の「協会けんぽの後期高齢者支援金の推移」について、長期的に協会けんぽの負担増加が見込まれるようであるが、昨年 10 月の健康保険法等の改正によって、75 歳以上の方で一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合が1割から2割になったことで、協会けんぽの財政にどれくらい影響しているか。 【事務局】 一部ではあるが患者本人の医療機関での窓口負担割合が増えるため、各保険者の支援金の負担額は少し減少した。協会けんぽではおよそ 260 億円の減少となっている。 【学識経験者】 資料 1-1 協会けんぽの5年収支見通しについて、賃金が上昇すると医療給付費も増加することを前提にシミュレーションされているが、これは何故か。 【事務局】 賃金が上昇すると、物価が上昇し、薬代や医療技術の価格転嫁が行われるため、結果として医療給付費が増えることになる。 【事業主代表】 物価が高騰していく中で医療費等における行政からの補助が増える見込みはないのか。 【事務局】 現時点でそのような見込みはない。 【事業主代表】 資料 1-1 の P15-16 において、賃金上昇率を 2.0%と設定するのは、現在の経済情勢から妥当な数字といえる

のか。また、それ自体の議論も必要ではないか。

【事務局】

評議会の意見として本部に伝えて参りたい。

【被保険者代表】

労働者の定年が60歳から65歳、70歳と延長されることにより、健康保険料を支払う期間が伸びると思うが、保険料収入にどう影響してくるのか。

【事務局】

定年になる年齢などの細かい年齢構成区分を指標に加えたシミュレーションまでは行えていないので、どの程度影響するか不明である。

【議長】

今後、中長期的な視点で平均保険料率について考えるのであれば、「被保険者数」、「医療給付費の伸び」、「賃金上昇率」の3指標で収支構造をシミュレーションするのだけではなく、他の指標も含めたシミュレーションも必要になるのではないかと。また、どのような指標を追加すれば、より精緻なモデルになるのか議論していくべきである。

【事務局】

分かりやすく深い議論ができるように、バリエーションのある資料を提供できるよう本部に伝えて参りたい。

【被保険者代表】

2024年に診療報酬の改定が行われると思うが見通しがたっていれば教えてほしい。

【事務局】

ここ数年は減少傾向にあるが、物価が上昇しているときや医薬品の供給が不足している状況では上昇する傾向にある。現時点では何ともいえない。

【被保険者代表】

現在これだけ物価が上昇する中で、賃金の上昇は追い付いていない状況である。

準備金が4兆円あるにも関わらず、保険料率が上がることになれば、払っている側としては厳しいものである。

【議長】

資料1-2の論点1については、中長期的に保険料率を考えるのであれば、考慮すべき点(賃金水準であったり、定年になる年齢など)を踏まえ、できる限り精緻なモデルで議論していくべきではあるが、平均保険料率を変える必要はないことで総意する。

資料1-2の論点2については、これまで保険料率の改定を4月納付分(3月分)から変更しているので、従前ど

おり行うことで異議はない。

2. 令和 6 年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見交換

資料 2-1、2-2 に基づき事務局より説明

【被保険者代表】

資料 2-2 の P3 において、宮崎支部の健康宣言事業所数は全国最下位となっている。健康宣言事業所になると県の入札制度が有利になるなどのメリットがあれば、健康宣言事業所数も増えるのではないか。

【事務局】

入札加点制度の導入について宮崎県には依頼をしているが、引き受けていただけない。入札加点制度を導入することで健康宣言事業所数を劇的に伸ばしている支部もあると聞いている。宮崎支部でも入札加点制度を導入できるよう、引き続き県に依頼はしていく。評議員の皆さまには、ぜひお力を貸していただきたい。

【学識経験者】

他県の実績データを見せながら県上層部に依頼してみてもどうか。

【事務局】

改めて働きかけを行っていく。

【学識経験者】

社会福祉関係の協議会に参加することがあるので、その場で健康宣言事業の取り組みについて紹介させていただく。

【事業主代表】

健康宣言は一度行うだけでよいのか。

【事務局】

宮崎支部では健康宣言書に記載していただいた内容を6か月以上取り組んでいただき、取組結果が一定以上の基準を満たした事業所を優良事業所として認定しているが、この認定は一度だけである。事業所におかれては、健診や保健指導の実施状況等を考慮しながら、宣言内容の見直しを行うなど、継続的に健康づくりに取り組んでいただきたい。

《特記事項》

・次回の評議会は、令和 6 年 1 月に開催予定